

Ⅱ 基本的な考え方

基本法においては、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 県民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- ④ 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも全ての人命を守る
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 県土強靱化を推進する上での基本的な方針

- ① 県土強靱化に向けた取組姿勢
 - ・ 本県の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取組にあたること
 - ・ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること
 - ・ 本県が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
- ② 適切な施策の組み合わせ
 - ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進



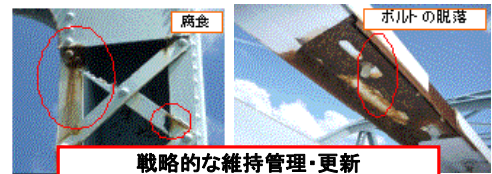
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと



- ・非常時のみならず、「普段使い」ができる対策となるよう工夫すること

③ 効率的な施策の推進

- ・ 県民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、資金の効率的使用により、施策を重点化
- ・ 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PFIによる民間資金の活用を図ること
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること



④ 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 本県の特性を踏まえた本県独自のものとして、先進的な取組を反映

「戦略的災害医療プロジェクト」

○これまでの災害医療
急性期の医療、救助・救急体制
医療と防災関係機関の連携

◎これからの災害医療（全国に先駆け展開）
「時間軸」・「連携分野」を拡大

◇平時から災害時へ、災害時から平時へ
つなぎ目のないシームレスな医療を提供

◇「地域ぐるみ」による医療提供体制を構築

全国屈指のICT環境を活用した「災害時情報共有基盤」の拡充

災害情報

光ブロードバンド王国・徳島

災害時情報共有システム

県
市町村
ライフライン事業者
ビッグデータ

災害情報の集約

県内災害情報の共有基盤を実現

アラートへ情報提供

全国を先導する「BCP(事業継続計画)」の推進

県版BCP(南海トラフ巨大地震編)

- ◆ H20.3 都道府県で初めてBCPを策定
- ◆ H24.3 東日本大震災を教訓に見直し(暫定版)
- ◆ H26.3 南海トラフ巨大地震の「津波浸水想定」、「被害想定」を踏まえた改定

徳島県農業版BCPの策定 H25.6

- ◆ 津波・塩害対策等に向けたBCPを策定
- ・ 発災時の津波・塩害への備え
- ・ 農地復旧はじめ営農再開への手順を整理
- ・ 農業者向けマニュアルも整備

L2対応 全国初

1年前倒で策定

除塩作業(湛水)

- ・人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、社会全体の強靱化を推進すること。
また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること



- ・女性、高齢者、子供、障がい者等に十分配慮して施策を講じること
- ・地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮

